

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

鎌倉市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第10号中「適応指導」を「教育支援」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。